鎌倉市公私連携型保育所等 整備運営事業者 募集要領

令和3年9月 鎌倉市こどもみらい部こども支援課

目次

第 1	章 事業及び施設の概要1	l
1	募集について	1
2	定義1	1
3	事業概要	1
第2	章 応募及び審査選定 2	2
4	応募資格2	2
5	募集要領の配布 3	3
6	現地見学会	3
7	質問の受付 3	3
8	応募の受付 4	1
9	提出書類	1
10	審査選定等	5
11	全体スケジュール 6	3
第3:	章 本事業にあたっての条件等 7	7
12	公私連携保育法人の指定 7	7
13	協定の締結7	7
14	連携法人が行う事業 7	7
15	建設予定地及び建設手順等 8	3
16	土地及び建物等の取扱	9
17	腰越保育園の引継ぎ等10)
18	運営費及び補助金11	1
19	その他留意事項	2

鎌倉市公私連携型保育所等整備運営事業者 募集要領

第1章 事業及び施設の概要

1 募集について

鎌倉市(以下「市」という。)では、平成30年(2018年)5月に策定した「鎌倉市拠点保育所整備方針」に基づき、建設から53年が経過し老朽化した鎌倉市立腰越保育園(以下「腰越保育園」という。)について、民間事業者による建替え整備と同時に、事業運営の移管を行うこととしています。

本募集要領は、腰越保育園の施設整備及び事業運営を行う民間事業者を公募し、プロポーザル方式で選定するものです。

2 定義

この募集要領に記載する用語の定義は、次のとおりです。

(1) 公私連携保育法人

公私連携保育法人とは、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 56 条の 8 第 1 項に規定する公私連携型保育所の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有するものであると認められる法人。

(2) 公私連携型保育所

公私連携型保育所とは、児童福祉法第56条の8第2項に規定する協定を締結して設置されるものであり、市が設置運営主体である民間事業者(公私連携保育法人)と連携し、土地・建物などを無償又は廉価による貸付とその他の支援を行うとともに適正な運営が行われるよう人員配置や提供する保育及び子育て支援事業に関与しながら運営する保育所。

(3) 地域子育て支援拠点施設

就学前の子どもとその保護者が遊び、交流するスペースの提供、子育て相談、子育て情報 の提供などを行い、地域の子育て家庭を支援する施設。

3 事業概要

本事業は、民間事業者が腰越保育園の既存園舎を解体して同土地に新たな「保育所」とともに「地域子育て支援拠点施設」を併設した施設を整備し、その後の運営を行うものです。

運営の移管に当たっては、市が運営主体である民間事業者と連携し、土地の貸付を行うとともに、適正な運営が行われるよう協定を締結する「公私連携型保育所」に位置づけ、地域子育て支援拠点施設と併せて運営を行います。

(1) 整備運営する公私連携型保育所について

ア 開設年月日 (予定)

令和6年(2024年)4月1日

ただし、併設する地域子育て支援拠点施設の開設は、令和6年(2024年)7月1日を予 定しています。

イ 定員

	0歳児(2箇月~)	6人以上	
3号認定	1 歳児	10 人以上	
	2歳児	12 人以上	合計
	3歳児	18 人以上	90 人以上
2号認定	4 歳児	20 人以上	
	5歳児	20 人以上	

[※]本募集要領 11 頁 17 の(2)及び別添募集要領細則 2 頁 1 の(3)を参照すること。

(2) 現在運営している腰越保育園の概要

名称	鎌倉市立腰越保育園	所在地	鎌倉市腰越五丁目11番17号	
最寄駅	江ノ島電鉄「腰越駅」	建ペい率	40%	
取前原	下車徒歩6分	容積率	80%	
建築時期	昭和 43 年(1968 年)	地目	宅地	
用途地域	第一種低層住居専用地域	風致地区	第2種風致地区	
敷地面積	1317. 26 m²	延床面積	835. 02 m²	
接道	幅員4m以上の市道(019 - 0	012号)に接	している。	
	鉄筋コンクリート造 地上2階建て(塔屋あり)			
建物構造	1 階:事務室(1)、保育室(3)、調理室(1)、休憩室(2)、倉庫(1)			
建物件坦	2 階:保育室(4)、沐浴室(1)、湯沸室(1)、更衣室(1)、倉庫(1)			
	塔屋:倉庫(1)			
利用定員	90名(令和3年度)			
利用足貝	(0歳6名、1歳10名、2歳	12名、3歳1	18名、4歳22名、5歳22名)	
利用園児数	86名(令和3年7月1日時点	点)		
利用國冗級	(0歳6名、1歳11名、2歳	12名、3歳1	18名、4歳19名、5歳20名)	

第2章 応募及び審査選定

4 応募資格

応募することができる事業者は、次に掲げる資格要件を全て満たす法人とします。

- (1) 令和3年(2021年)4月1日時点において、認可保育所、幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園(以下「認可保育所等」という。)の運営実績が5年以上ある事業者。
- (2) 児童福祉事業に見識を有し、公私連携型保育所とそこで実施する様々な子育て支援に関する事業を運営するために必要となる十分な資力、技術的能力等を有し、継続的に安定した事業を遂行できる事業者。
- (3) 児童福祉法第 35 条第 5 項第 4 号及び第 58 条第 1 項の規定による認可の取消し、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 13 条の規定による閉鎖、就学前の子どもに関する教育、保育などの総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 7 条又は第 22 条の規定による取消しを受けていないこと。

- (4) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第40条又は第52条の規定による確認の 取消し又はその全部若しくは一部の効力の停止を受けていないこと。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく一般競争入札の 参加制限を受けていないこと。
- (6) 令和3年(2021年)9月1日時点において、鎌倉市入札指名停止等取扱基準(平成27年制定)に基づき、市から指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなさ れている事業者でないこと。
- (8) 鎌倉市暴力団排除条例(平成23年条例第11号)第2条第2号の暴力団、同条第4号の暴力団員等、同条第5号の暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。
- (9) 国税及び地方税を滞納していないこと。

5 募集要領の配布

- (1) 配布場所 鎌倉市役所本庁舎1階 こども支援課41番窓口及び市ホームページ
- (2) 配布期間 令和3年(2021年)9月15日(水)~10月29日(金)(土、日、祝日除く)
- (3) 配布時間 41番窓口では午前8時30分から午後5時まで

6 現地見学会

腰越保育園の現況等を確認していただくため現地見学会を開催します。追加の見学会は実施しませんので、応募予定の事業者は、可能な限り出席してください。

- (1) 日時 令和3年(2021年)10月5日(火) 午前10時から2時間程度
- (2) 会場 鎌倉市立腰越保育園 (鎌倉市腰越五丁目 11 番 17 号)
- (3) 内容 現地見学(参加者は1事業者につき3名まで)
- (4) 申込 令和3年(2021年)9月30日(木)午後5時までに、「現地見学会参加申込書」 【様式8】に必要事項を記入の上、こども支援課宛てへ電子メールで送信して ください。電子メール送信時に開封確認設定を行ってください。

【こども支援課電子メールアドレス】 koshise@city.kamakura.kanagawa.jp

(5) その他 現地に駐車スペースはありませんので、公共交通機関等を利用してください。 出席の際は、事業者名を特定できる社章等は、身に付けないでください。また、 応募者多数の場合、開催時間等を調整させていただく場合があります。

7 質問の受付

- (1) 受付期間 令和3年(2021年)10月5日(火)~10月8日(金)午後5時
- (2) 提出方法 「公私連携型保育所等に関する質問書」【様式9】を6(4)の電子メールアドレス宛てへ送信してください。電子メール送信時に開封確認設定を行ってください。電子メール以外の方法による質問は受け付けません。

なお、電子メールの件名は、「<u>公私連携型保育所等に関する質問」(事業者名)</u> と記載の上、送信してください。 (3) 回答方法 提出された質問に対する回答は令和3年(2021年)10月18日(月)までに市のホームページ上に公開する予定です。

8 応募の受付

- (1) 受付期間 令和3年(2021年)10月19日(火)~11月2日(火)(土、日、祝日除く)
- (2) 受付時間 午前9時から午後5時まで
- (3) 提出部数 正本1部、副本11部
- (4) 提出 先 事前に連絡の上、鎌倉市役所本庁舎1階こども支援課41番窓口に直接持参してください。郵送等による提出は受付しません。
- (5) 提出形式
 - ア 書類の順番は、別紙1「鎌倉市公私連携型保育所等整備運営事業者応募書類一覧」に記載 する順番に綴じること。
 - イ 表紙・目次を付けるとともに、各書類にはページ番号を付け、左綴じとし、書類名(略称可)が分かるように右端にインデックスを添付して、A4判のファイルに綴じること。
 - ウ 正本の表紙のみに事業者名を記載してください。その他の副本(写し)11部は、審査資料となりますので、事業者名、代表者氏名、ロゴマーク、固有名詞等、応募者が特定できるような箇所は黒塗りにするなど、非開示の形で作成してください。

9 提出書類

応募する事業者は、次の書類を提出してください。なお、応募に際して必要となる費用は、全 て応募者の負担とします。提出された書類は理由の如何を問わず返却いたしません。

- (1) 鎌倉市公私連携型保育所等整備運営事業者公募申込書【様式1】
- (2) 法人概要書(法人パンフレット等添付)【様式2】
- (3) 法人代表者の履歴書【様式3】
- (4) 法人の理事、監事又は役員の名簿及び賞罰の有無【様式4】
- (5) 事業計画書【様式5】
- (6) 保育所運営に係る収支予算書(令和6年度及び7年度)【様式6】
- (7) 保育所整備に係る資金計画書(残高証明書添付)【様式7】
- (8) 決算報告書(貸借対照表、損益計算書、注記表、事業報告書、資金収支計算書、法人税確定申告書控え及び勘定科目内訳書等)の写し(直近3期分)
- (9) 内部監査及び外部監査の監査報告書(直近のもの)
- (10) 納税証明書の写し(法人税、本店所在地の法人県民税及び法人市民税)
- (11) 定款、寄付行為、会則その他これらに類する書類
- (12) 活動実績を記載した書類(認可保育所等を5年以上運営の実績があることを示す資料を含めること)
- (13) 運営している認可保育所等に関する書類
 - ア 認可保育所等の運営概要がわかる書類
 - イ 保育所指導監査結果(直近2回分)

※提出書類の著作権は、応募する事業者に帰属します。事業者の選定結果及び提案内容を公表する場合、その他市が必要と認めるときは、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。

10 審査選定等

市が設置する選定委員会において事業者からの提案を評価し選定を行います。選定は、選定 委員会で定めた選定基準に基づき、評価点の最も高い応募者を第1選定事業者候補とし、評価 点の2番目に高い応募者を第2選定事業者候補として選定します。

(1) 書類審査

提出された書類について、書類審査を実施します。応募者の出席は必要ありません。なお、 書類審査の結果に対する異議申し立ては受理しません。

(2) ヒアリング審査

応募資格を満たしている事業者に対し、ヒアリング審査を実施します。ヒアリング審査は、 事業計画書等に基づき1事業者当たり20分以内でプレゼンテーションを行い、質疑応答は25分程度とします。プレゼンテーションは、本事業の中心的役割を担う者が行うこととします。 出席の際は、事業者名を特定できる社章等は、身に付けないでください。なお、プレゼンテーション時に使用する資料については、当日追加配布することはできません。また、説明の補足用としてパワーポイント等の利用はできません。

ア 日程 令和3年(2021年)12月下旬予定

イ 会場 市内の市が指定する場所

※詳細は、別途連絡します。

(3) 審查基準

審査項目及び配点等は、別紙2「鎌倉市公私連携型保育所等整備運営事業者選定評価配点表」のとおりです。

(4) 審査結果

審査結果は、全ての応募事業者へ文書で通知するとともに、市のホームページで結果を公表します。公表時には応募事業者名と採点結果(事業者と点数が特定できない形式)を公表します。なお、審査結果に係る問合せには応じません。

(5) 再公募

審査の結果、選定基準を満たす事業者がいない場合は、該当なしとして、改めて公募を行う 予定です。

(6) 選定事業者候補の取消

選定事業者候補として選定した事業者が、次に掲げる事項のいずれかに該当することになった場合は、選定事業者候補を取り消すことがあります。この場合、選定事業者候補の選定時における次点者と協議を行うものとします。

ア 提出書類に虚偽の記載や応募資格の要件を満たさなくなったとき。

- イ 事業者の経営状況の急激な悪化等により、事業の実施が確実でないと認められるとき。
- ウ 社会的な信用を著しく損なう等により、本事業の運営者としてふさわしくないと認められる事実が生じたとき。

11 全体スケジュール

内容	日程 (予定)
募集要領配布期間	令和3年9月15日(水)~10月29日(金)
現地見学会参加受付期間	令和3年9月15日(水)~9月30日(木)
現地見学会	令和3年10月5日(火)
質問受付期間	令和3年10月5日(火)~10月8日(金)
質問回答期限	令和3年10月18日(月)
応募受付期間	令和3年10月19日(火)~11月2日(火)
書類審査	令和3年11月中旬
ヒアリング審査(プレゼンテーション)	令和3年12月下旬
選定結果公表及び結果通知発送	令和4年1月中旬
協定締結	令和4年5月中旬
事業用定期借地権設定契約締結	☆和4年 6日
仮設園舎建設着工	令和4年6月
仮設園舎竣工・引越し、本園舎解体	→ ↑ - 令和 6 年 3 月
新園舎竣工・引越し	7740 + 3 /1
公私連携型保育所開設	令和6年4月1日(月)
地域子育て支援拠点開設	令和6年7月1日(月)

12 公私連携保育法人の指定

市は選定した民間事業者と公私連携型保育所等の運営に関する協定書を締結し、公私連携保育法人(以下「連携法人」という。)に指定します。

(1) 協定期間

協定の期間は、協定締結の日から令和 36 年(2054 年) 3 月 31 日までとし、公私連携型保育所の運営期間は、令和 6 年(2024 年) 4 月 1 日から令和 36 年(2054 年) 3 月 31 日までとする (30 年間)。※期間満了後の更新については、別途協議することとします。

(2) 指定の取消

公私連携型保育所等の運営を適正に行うため、市の指導・指示に従わない場合、上記期間中 においても連携法人の指定を取り消すことがあります。

13 協定の締結

(1) 協定事項

児童福祉法第56条の8第2項の規定により、連携法人の指定に当たり、予め次に掲げる事項を定める協定を締結します。なお、協定締結に関し必要な費用は、全て事業者の負担とします。

- ア 協定の目的となる公私連携型保育所等の名称及び所在地
- イ 公私連携型保育所等における保育等に関する基本的事項
- ウ 市による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項
- エ 協定の有効期間
- オ 協定に違反した場合の措置
- カ その他公私連携型保育所等の設置及び運営に関し必要な事項
- (2) 協定に関する留意事項

次のいずれかに該当した場合は、協定を解除します。

- ア 保育等を第三者に委託し、又は請け負わせた場合(予め市の承諾を得て保育等の内容又は保育等に伴う業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合を除く)。
- イ 市の承認を得ずに、連携法人が公私連携型保育所等を協定に定める保育等その他の事業 以外の用に供した場合。
- ウ 市の承認を得ずに、連携法人が公私連携型保育所等の用地の形状を変更した場合。
- エ 市の承認を得ずに、連携法人が公私連携型保育所等の用地に建築物を建築し、又は工作物を設置した場合。
- オ 公私連携型保育所等を転貸した場合。
- カ 前各号に定めるほか、協定に関し重大な背信となる行為を行った場合。

14 連携法人が行う事業 (*詳細は別添募集要領細則に定める)

(1) 保育事業

保育所保育指針(厚生労働省告示第117号)等に基づき実施すること。

(2) 延長保育事業

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「延長保育事業の実施について」平成 27 年 7 月 17 日雇児発 0717 第 10 号等に基づき実施すること。

(3) 一時預かり事業

児童福祉法第6条の3第7項及び文部科学省初等中等教育・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連盟通知「一時預かり事業の実施について」平成27年7月17日27文科初第238号・雇児発0717第11号等に基づき実施すること。

(4) 保育情報の提供、相談及び助言 児童福祉法第48条の4第1項等に基づき実施すること。

(5) 地域子育て支援拠点事業

児童福祉法第6条の3第6項及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「地域子育て支援拠点事業の実施について」平成26年5月29日雇児発0529第18号等に基づき実施すること。

(6) その他市が必要とする事業 障がい児や支援が必要な家庭への保育を実施すること。

(7) 連携法人が行う自主事業

15 建設予定地及び建設手順等

(1) 建設予定地

現在、腰越保育園が建っている市有地 1,317.26 ㎡を建設敷地とします。 別紙 3 「求積図」のとおり。

(2) 建設手順

既存園舎の解体工事は、令和5年(2023年)以降に着手できる予定であり、その後同土地内に園舎及び屋外遊戯場を整備すること。令和6年(2024年)4月1日までに事業運営を開始できるよう、市と十分協議の上、工期を設定すること。また、建設期間中の工事車両の出入りに伴う安全管理は徹底すること。

(3) 説明会等の実施

連携法人は、今後の施設整備計画及び運営計画について、市と協議の上、保護者や地域住民向けの説明会を開催すること。また、近隣住民から説明会の開催等の要望があった場合には、誠実に対応するとともに、基本設計の立案に当たっては、市と近隣住民等の要望を十分に反映できるよう検討すること(園舎、園庭配置、日影、窓位置、目隠し、砂塵、植栽、駐車場、駐輪場、騒音対策、災害対応、調理室からの臭気対策等)。

(4) 解体工事

既存園舎におけるアスベスト建材の使用、PCB(ポリ塩化ビフェニル)や地下埋設物等の有無については未調査であり、これらが残存している可能性があることから、必要に応じて事前調査を実施した上で、石綿障害予防規則等の関係法令を遵守し解体工事を行うこと。

(5) 施設整備基準

ア 保育室面積(1人あたりの必要面積)

0~1 歳児	3.3 ㎡以上
2~5 歳児	1.98 ㎡以上

※保育室の面積の算定については、有効内法面積とします。

イ 屋外遊戯場

2歳以上児の定員×3.3 m以上とすること。また、自然の樹木や地形の起伏等を遊具として活用することや運動機能の充実や協調性を養える遊具等の取り入れに努めること。

ウトイレ、調理室及び一時預かり室

関係法令に照らし、定員に見合う設備及び面積を有していること。

エ 送迎用駐車場及び駐輪場等

送迎による渋滞等で近隣地域への影響に配慮し、駐車場は5台以上確保すること。その うち、車いす使用者用区画を1台設けること。また、駐輪場は10台以上確保すること。 なお、保護者の送迎車両の安全対策に努めるほか、地域住民との交通問題を生じさせな いよう努めること。

オ 地域子育て支援拠点

(ア) 親子交流スペース

概ね 10 組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さとし、最低有効 面積 65 ㎡は確保すること。

(4) 授乳室、ベビーベッド、流し台及び相談室等

利用者が使用する授乳室やベビーベッド、調乳するための流し台を設けること。また、 子育て等に関する相談ができる相談室を設けること。ただし、相談室については、施設 内に整備する別の相談室があれば兼用可能とする。その他、乳児が遊べる遊具等も用意 すること。

カ その他

本施設整備に関しては、関係する法令(児童福祉法、建築基準法、消防法、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例、その他条例等)の規定に基づく施設基準に適合する施設であること。

16 土地及び建物等の取扱

(1) 土地(貸付物件)

ア 契約形態等

借地借家法第23条第1項に規定する事業用定期借地権※設定契約とします。また、契約に当たっては、公正証書により契約書を作成し、その作成等に要する費用は連携法人の負担とします。

※事業用定期借地権とは…専ら事業の用に供する建物(居住用を除く)の所有を目的に存続期間を10年以上50年未満とする地上権又は土地の賃借権をいう。

イ 貸付期間

貸付期間は、公私連携型保育所等の運営期間である令和6年(2024年)4月1日から令和36年(2054年)3月31日まで(30年間)とその前後に係る新園舎の建設工事期間及び運営期間満了後の園舎解体工事期間を含む期間とします。なお、貸付期間の始期及び終期は、市と協議の上決定するものとします。また、貸付期間満了後の契約の更新については、別途協議することとします。

ウ 貸付料

年間貸付料 = 3,233,000円(基本額) × 標準宅地価格等の変動率

基本額は、保育所を整備運営するための用地として、令和3年度に鎌倉市市有財産評価審査会で決定した金額です。年間貸付料は、契約締結時(令和4年度予定)に当該基本額に標準宅地価格等の変動率を乗じた額とします。ただし、現時点での変動率は未定のため、保育所整備に係る資金計画書【様式7】に記載する賃借料は、当該基本額を積算してください。なお、契約締結後の年間貸付料は、社会情勢や固定資産評価額の見直し等の変動要素を考慮し、改定を行う場合があります。

工 維持管理

貸付物件の維持管理は、連携法人による善良な注意を持って適切に維持管理することと し、維持管理に係る費用は、連携法人が負担するものとします。

オ 契約不適合の免責

契約締結後、貸付物件について、種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しないこと(埋設物及び土壌汚染含む)を理由として、市は連携法人に対して履行の追完の請求、代金の減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除を含めた契約不適合責任を負わないものとします。

カ 貸付物件の返還

貸付期間満了時や連携法人の都合により貸付に係る契約を解除したとき又は連携法人の 責めに帰することにより市が貸付に係る契約を解除したときは、連携法人の負担により、 直ちに貸付物件を原状回復し、市に返還するものとします。ただし、市が必要と認めたと きは、貸付物件を市に現状有姿にて返還するものとします。なお、その場合であっても園 舎等の買取請求権は発生しないものとします。

(2) 建物

ア 既存園舎

なお、既存園舎については、市と連携法人が別途建物等解体撤去契約を締結し、解体撤去すること。また、解体撤去等に係る費用はすべて連携法人が負担するものとします。

イ 新園舎

連携法人が新設すること。なお、基盤整備が必要な場合については、連携法人の負担により工事を行うものとします。

園舎等については、地方自治法第 238 条の4第2項第1号に規定する政令で定める堅固な建物(鉄骨造、コンクリート造、石造、れんが造その他これらに類する構造の土地に定着する工作物)を設置することとします。また、貸付物件と隣地との境には、児童の安全を考慮し、連携法人の負担により貸付物件内に柵等を設置すること。

(3) 物品

腰越保育園で使用している物品類については、市と協議の上、公私連携型保育所等運営のため有効活用できるものは、無償譲渡します。

17 腰越保育園の引継ぎ等

(1) 引継ぎ保育等

連携法人は、保育、その他の業務を円滑かつ的確に引き継ぐため、市と協議を行うととも

に、次の措置を講じること。特に、運営移管に当たっては、保育の継続性の観点から児童及 び保護者に不安を抱かせたり、不要な混乱を招かないように十分配慮すること。なお、引継 ぎ期間は、開所前1年程度行うことを想定しており、連携法人と別途委託業務の契約を予定 しています。

- ア 児童に関する保育健康・発育などの記録を基に、個々の児童の状況等を把握し、保育園に 入園する児童及び当該児童の保護者との信頼関係を構築することを目的として、市業者の 雇用する保育士等が市の保育士と合同で保育を実施し、児童一人ひとりの状況を適切に引 き継ぐこと。
- イ 保育目標、保育計画、指導計画等のほか、各クラスにおける保育内容や子どもの受入れ、 引渡しなどの日々の保育の流れ、年間行事、月間行事、給食、保健衛生、安全対策、保護 者・地域との関係など保育所運営全般について引き継ぎを行うこと。
- ウ (1)及び(2)の内容を標準として、連携法人は市と協議を行い、引継ぎ計画を策定すること。 また、市は引継ぎ計画に基づき進捗を管理し、必要に応じて指導を行います。

(2) 小規模保育事業所との連携

腰越保育園は、下表の小規模保育事業所での保育の提供を受けていた満3歳以上の児童を、 当該保育の提供の終了に際して、保護者の希望に基づき、引き続き腰越保育園において受け 入れ、保育を提供する連携園として位置づけています。連携法人は、運営移管後も引き続き、 同小規模保育事業所と連携協定を締結すること。

名称	所在地	受入予定児童数
てつなぐ腰越保育室	鎌倉市腰越五丁目2番1号	6名

18 運営費及び補助金

(1) 運営費(施設型給付費)

毎月初日の年齢ごとの在籍児童人数に応じて子ども・子育て支援法附則第6条第1項に規定する施設型給付費及び利用者負担額を合わせた額を委託費として支払う予定です。

(2) 補助金

次の事業について、国、県及び市の要綱等に基づく民間保育所等に対する補助金を、予算の 範囲内で交付する予定です。なお、令和4年度以降、国県又は市の基準変更等により、補助金 の見直しが行われる可能性があります。

ア 延長保育事業

鎌倉市子ども・子育て支援交付金事業費補助金交付要綱の規定に基づき、連携法人が実施する延長保育事業の実績に応じて交付する補助金。

イ 一時預かり事業

鎌倉市一時預かり事業補助金交付要綱の規定に基づき、連携法人が実施する一時預かり 事業の実績に応じて交付する補助金。

ウ 障がい児保育事業

鎌倉市障害児保育推進特別対策事業費補助金交付要綱の規定に基づき、連携法人が実施する障がい児保育事業の実績に応じて交付する補助金。

工 低年齡児受入対策緊急支援事業

鎌倉市保育緊急対策事業費補助金交付要綱の規定に基づき、連携法人が実施する0歳児

及び1歳児並びに要保護児童の受入促進等の実績に応じて交付する補助金。

オ サテライト型小規模保育事業

鎌倉市保育対策総合支援事業費補助金交付要綱の規定に基づき、連携法人が実施する地域型保育事業者からの卒園児の受け入れや地域型保育事業者との連携支援等の実績に応じて交付する補助金。

カ 保育所運営事業

鎌倉市民間保育所等運営改善費補助金交付要綱の規定に基づき、連携法人が実施する事業の実績に応じて交付する補助金。

キ 保育所施設整備事業

鎌倉市保育所等整備交付金事業費補助金交付要綱の規定に基づき、連携法人が実施する 施設整備事業について、一定の条件を満たした場合に交付する補助金。

ク 保育士宿舎借り上げ支援事業

鎌倉市保育士宿舎借り上げ支援事業費補助金交付要綱の規定に基づき、連携法人が保育 士用の宿舎を借り上げる費用について、一定の条件を満たした場合に交付する補助金。

ケ 地域子育て支援拠点施設整備事業

次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱の規定に基づき、連携法人が実施する施設 整備事業について、一定の条件を満たした場合に交付する交付金。

19 その他留意事項

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合又は応募資格要件を満たさなかった場合は、失格とします。
- (2) 本プロポーザルに参加する費用は、全て事業者の負担とします。
- (3) 書類の提出後に、辞退をする場合は、辞退届(任意書式)を提出してください。
- (4) 提出された書類の内容は、誤字、脱字等の軽微な事項を除き、記載内容を変更することはできません。
- (5) 市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。
- (6) 市は選定経過の公表等が必要な場合には、提出書類等のうち必要な内容を公表できるものとします。なお、市が提出書類等を事業者選定以外の目的のために無断で使用することはありません。
- (7) 提出書類は、鎌倉市情報公開条例(平成13年条例第4号)の規定に基づき、非公開とする部分を除き公開する場合があります。なお、公開の可否は市が判断します。
- (8) 本要領に定める事業は、本件事業の実施にかかる予算の議案その他市議会の議決・同意等を得ることを条件として進めています。市議会の議決・同意が得られない場合は、事業が実施できなくなることを予め御了承ください。なお、その場合であっても、応募等にかかる費用について、市は一切の補償の義務を負いません。

<問合せ先>

鎌倉市御成町 18番 10号 鎌倉市こどもみらい部こども支援課こども施設担当

TEL 0467-61-3895 FAX 0467-23-8700 E-mail koshise@city.kamakura.kanagawa.jp

募集要領細則

I 連携法人が行う事業

※募集要領P7参照

1 保育事業

- (1) 保育に関する基本的な事項
 - ア 乳幼児の最善の利益を考慮し、保育所の効用を最大限に発揮し、乳幼児の福祉を積極的 に推進すること。
 - イ 家庭や地域との連携を図り、子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を 用意すること。
 - ウ 障がい児や支援が必要な家庭への保育に取り組むこと。また、児童が障害児通所支援を 受ける必要がある場合には、障害児通所支援事業所の担当者と十分連携し、並行通園の実 施など、児童にとって効果的な支援になるよう配慮すること。
 - エ 保育所の管理を行うにあたり、利用者の平等な利用を確保すること。
 - オ 保育所の管理を行うにあたり、個人情報の保護を徹底すること。
 - カ 保育所の管理を行うにあたり、児童福祉法及び関係法令等を遵守し、管理の質の向上に 取り組むこと。
 - キ 神奈川県が定める「保育所認可等の手引き」に則ること。
 - ク 神奈川県が定める「保育所に係る指導監査指導基準」を満たすよう努めること。
- (2) 関係法令等の遵守

次に掲げる法令等を遵守すること。

- ア 児童福祉法 (昭和22年法律第164号)
- イ 児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)
- ウ 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)
- エ 保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)及び保育所に関連する通達
- オ 子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号)
- カ 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)
- キ 子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)
- ク 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)
- ケ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年県条例第5号)
- コ 鎌倉市保育の実施に関する規則(平成27年規則第22号)
- サ 鎌倉市時間外保育に関する規則(平成27年規則第21号)
- シ 鎌倉市個人情報保護条例(平成5年条例第8号)
- ス 労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号) その他の労働関係法令等
- セ その他公私連携型保育所の運営を行うにあたり遵守すべき法令

(3) 定員

90 名以上(0歳児~就学前児童)

- ※0歳児は、生後2箇月以上の児童とする。
- ※3歳児については、近隣の小規模保育事業所から一定数を受入れることから、それを考慮した定員数とすること。

(4) 開所日

月曜日から土曜日までとします。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)は除くものとします。

(5) 開所時間

11 時間以上の開所を原則とし、午前7時から午後6時までの11時間を保育標準時間の通常保育時間とします。また、保育短時間は午前8時30分から午後4時30分までとします。

(6) 職員配置条件等

ア 園長

園長は、健全な心身を有し、保育所を適切に運営できる者であって、次の要件をすべて 満たすこと。

- (ア) 保育士又は社会福祉主事の資格を有すること。
- (4) 認可保育所等において、保育経験が10年以上かつ園長として3年以上勤務した経験を有すること、若しくはこれと同等の経歴、識見、能力を有すること。ただし、事業開始後に不測の事態等により、本条件を満たすことができない場合は、市と協議するものとする。
- (ウ) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (昭和 23 年厚生省令第 63 号) 第 14 条に 規定する帳簿の記帳及び整理ができること。
- (エ) 園長は専任とし、他の施設と兼務しないこと。

イ 主任保育士

主任保育士は、園長を補佐する者として1名以上配置し次の要件をすべて満たすこと。

- (ア) 保育士の資格を有すること。
- (4) 認可保育所等において、保育経験が7年以上かつ主任保育士としての経験が3年以上勤務した経験を有すること。ただし、事業開始後に不測の事態等により、本条件を満たすことができない場合は、市と協議するものとする。
- ウ 保育士(園長及び主任保育士を除く)

各クラスに担任として保育士を配置すること。また、配置に当たっては、保育経験に配慮し、特に中心的役割を担う保育士は保育経験豊かな者を配置するとともに、バランスのとれた年齢層の職員構成とすることで、日々の保育が支障なく円滑に実施できるよう努めること。

エ クラス別保育士配置基準

保育におけるクラス別の職員配置は、下表の市保育士配置基準に準ずるものとする。

クラス	0歳児	1 歳児	2歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
配置基準	3人に1人	5人に1人	6人に1人	18 人に 1 人	28 人に 1 人	28 人に 1 人

オ その他

- (ア) 乳児クラス (O歳児及び1歳児) は、乳児保育の経験者をそれぞれ最低1名配置すること。
- (4) 児童の登園及び降園時間には、1名以上の正規職員が保育所内に常駐すること。
- (ウ) 栄養士は、集団給食の経験、アレルギー食対応の経験、離乳食の経験を有する者を 1名以上配置すること。
- (エ) 栄養士以外の調理員のうちの1名以上は、集団給食の実務経験を有する者を配置すること。
- (オ) 調理業務の全部を委託する場合は、連携法人が雇用する調理員を置かないことができるものとする。
- (カ) 看護師は、配置するよう努めること。
- (キ) 連携法人は、職員を研修に参加させるとともに、園内研修の実施など園長を含めた職員の資質向上に努めること。
- (ク) 腰越保育園に現在勤務している臨時採用等の保育士等が、事業移管後の公私連携型 保育所での就労を希望する場合は、希望者の意向を最大限配慮するよう努めること。

2 延長保育事業

延長保育時間については、保育標準時間認定を受ける方は、午後6時から午後7時までとします。また、保育短時間認定を受ける方は、午前7時から午前8時30分まで、午後4時30分から午後6時までとします。なお、これを上回る水準で実施する場合は、市と協議の上、決定します。

延長保育料(時間外保育料)については、下表のとおりとします。

区分	時間	延長保育料 (子ども1名につき)
保育標準時間認定者	午後6時から午後6時30分まで	1回につき 200 円とし、1 箇月 2,000 円を上限
休月棕华时间配处有	午後6時から午後7時まで	1回につき 400 円とし、1 箇月 4,000 円を上限
但本际時初学老	午前7時から午前8時30分まで	20 /\+ ~~ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
保育短時間認定者	午後4時30分から午後6時まで	30 分までごとに 200 円

3 一時預かり事業

一時預かり事業については、下表のとおりとします。なお、これを上回る水準で実施する場合は、市と協議の上、決定します。

対象児童	利用可能日		保育料	給食費	延長
N 家	月~金曜日	土曜日	休月村	和及复	延 茂
生後6か月以上	8:00~18:00	8:00~16:30	1 時間 400 円	250 円	20 🗘 200 III
定員:8名程度	0.00/~18.00	0.00, -10.30	1時月400円	200円	30 分 200 円

※保護者及び該当児童ともに鎌倉市在住に限ります。

4 保育情報の提供、相談及び助言事業

保育所の地域育児事業として、第48条の4に規定する保育に関する情報の提供、相談及び助言等を行い、地域住民に開かれた保育所運営を行うこと。

5 地域子育て支援拠点事業

(1) 事業内容

児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域の子育て支援拠点として、乳幼児のいる子育で中の親子を対象として、次に掲げる事業を実施すること。

- ア 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- イ 子育て等に関する相談、助言及び指導の実施
- ウ 地域の子育て関連情報の提供
- エ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
- (2) 業務内容

別紙4「腰越地域子育て支援拠点運営業務委託内容」のとおり。

(3) 年間委託料

地域子育で支援拠点事業は、市と委託契約を締結し実施するため、委託料による運営となります (補助金の交付はありません)。年間の運営に係る委託料の上限額 (消費税及び地方消費税は非課税です) は、次のとおりです。ただし、業務内容に変更等が生じた場合は、上限額も変更することがあります。

上限額 年額 7,596,000 円

(4) その他

契約を締結するに当たっては、市が指定する時期に連携法人から事業に係る経費の見積 書を徴取します。契約金額(総額)は、市が予め定める予定価格以下の金額で決定します。

6 特記業務

- (1) 緊急時・災害時の対応
 - ア 児童の急な病気等に対応できるように薬品等を常備するとともに、急病、負傷発生時の 対応マニュアルを整備し、職員に周知を図り、発生時に的確に対応できるようにするこ と。
 - イ 災害時及び不審者侵入時の児童等の避難、誘導、安全確保等及び必要な通報についての 対応マニュアルを作成し、職員に周知を図り、対応訓練の実施等の対策を講じること。
- (2) 第三者評価の受審

「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」の一部改正について(平成30年3月26日付け子発0326第10号、社接発0326第7号、老発0326第7号厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)に基づく第三者評価を、協定期間中、定期的に受審するとともに、評価結果を市に提出し、指摘改善事項があった場合には速やかに対応すること。

(3) 苦情解決の体制整備

「社会福祉事業の経営者によるサービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(平成 12 年 6 月 7 日付け障第 452 号、社援第 1352 号、老発第 514 号、児発第 575 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護・老人保健福祉・児童家庭局長連名通知)に基づき、保育内容等に関する苦情解決のための体制を整備すること。

(4) 帳簿等の作成

保育所の管理運営にあたり、次に掲げるもののほか必要な帳簿等を作成、保管すること。

- ア 保育課程、指導計画(年案、月案など)、消防計画
- イ 保健計画、食育計画
- ウ 保育日誌、児童出席簿、延長保育等記録、保育所児童保育要録、児童票
- 工 乳幼児睡眠観察記録、与薬連絡票、与薬確認表
- オ 事故報告書、施設整備の安全点検簿、避難訓練実施記録簿
- カ 職員会議録、研修報告書、職員健康診断記録
- キ 給食日誌、給食検討会会議録、検食記録簿、衛生チェックリスト、施設安全点検表
- ク 現金受払簿

(5) 適切な情報管理

業務上知り得た個人情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び 鎌倉市個人情報保護条例(平成5年条例第8号)の規定を遵守し、漏えい、滅失及びき損等 の防止その他個人情報の適切な管理を行うために、必要な措置を講じること。

(6) その他

- ア 運動会等の通常の行事のほか、家庭との連携や地域との交流事業は継続して実施すること。
- イ 海や山への散歩や保育園の敷地内で野菜等を育てるなど、地域環境を活かした自然と 触れ合う保育を継続して実施すること。
- ウ保育に係る会議へ出席すること。

7 給食について

- (1) 給食は、献立に基づき、保育園内での自園調理方式とし、全て当日調理し当日喫食を原則とすること。
- (2) 給食を提供するに当たり、定員に応じた必要な調理員を配置するとともに、栄養士が指導できる体制を整備すること。
- (3) 0歳児から5歳児まで完全給食とし、厚生労働省関係通知等を遵守し調理すること。
- (4) 給食に関する食材の使用に関し、次のとおり実施すること。
 - ア だしは昆布、かつお節、煮干などの天然のだしを使用し、食材本来の風味を生かした味付けを心がけること。
 - イ 魚や海藻類(ひじき等)、乾物(切干大根、高野豆腐等)、おからなど伝統的な日本の食 材等を使用した和食の献立を積極的に取り入れること。
 - ウ 食材は、国内産で旬の野菜や果物を中心に使用すること。

- エ 既製品や冷凍食品(原材料など冷凍状態での流通・販売が一般的な食品は除く)の使用 は控え、なるべく手作りとすること。
- オ 毎日使用する調味料は、できる限り添加物の少ないものを使用すること。
- カーハム、ベーコン、練り製品などは、防腐剤などの添加物の少ないものを使用すること。
- (5) 献立表を毎月保護者に配布すること。
- (6) 給食区分は、次のとおりとすること。
 - ア 0歳児から2歳児まで午前のおやつ、昼食、午後のおやつ(離乳食を含む)。
 - イ 3歳児から5歳児まで昼食、午後のおやつ。
 - ウ 延長保育時間には、補食の提供を行うこと。
- (7) 食物アレルギー児に対しては、アレルギー献立表を保護者に配布し、生活管理指導表に基づき除去食等で対応すること。
- (8) 栄養士、給食調理従事者、調乳及び食事介助に関する保育士は、「EHEC」、「腸管出血性大腸菌O157」、「赤痢菌」、「サルモネラ菌」、「腸チフス」及び「パラチフス」を含む検便検査を毎月1回以上行うこと。また、10月から3月の間には月に1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検便検査を受けるよう努めること。
- (9) 3歳児以上の主食代を徴収する場合は、市と協議の上、決定します。

1 提出書類

	ᄯᄔᆸᄶ	1	I	1			
No.	提出書類	様式	備考	インデックス 記載例			
事業	事業計画関係書類						
1	鎌倉市公私連携型保育所等整備運営事業者公募申込書	様式1		①公募申込書			
2	法人概要書 (法人パンフレット等添付)	様式2		②法人概要書			
3	法人代表者の履歴書	様式3		③代表履歴書			
4	法人の理事、監事又は役員の名簿及び賞罰の有無	様式4		④理事等名簿			
(5)	事業計画書	様式5		⑤事業計画書			
6	保育所運営に係る収支予算書(令和6年度及び7年度)	様式6		⑥収支予算書			
7	保育所整備に係る資金計画書 (残高証明書添付)	様式7		⑦資金計画書			
事業	· 養者関係書類						
8	決算報告書 (貸借対照表、損益計算書、注記表、事業報告書、資金 収支計算書、法人税確定申告書控え及び勘定科目内訳 書等)の写し	任意	直近3事業年度分	⑧決算報告書 (年度毎に書類名も)			
9	内部監査及び外部監査の監査報告書	任意	直近のもの	⑨監査資料			
10	納税証明書の写し (法人税、本店所在地の法人県民税及び法人市民税)	任意	直近のもの	⑩納税証明書			
(1)	定款、寄付行為、会則その他これらに類する書類	任意		⑪定款等書類			
12	活動実績を記載した書類 (認可保育所等を5年以上運営の実績があることを 示す資料を含めること)	任意		⑫活動実績			
(13)	運営している認可保育所等に関する書類 ア 認可保育所等の運営概要がわかる書類 イ 保育所指導監査結果(直近2回分)	任意		③認可等書類 ア 運営概要 イ 指導監査			
その	2他書類	ı					
14)	現地見学会参加申込書	様式8					
15	公私連携型保育所等に関する質問書	様式9					
(13)	公仏座房空体月川寺に関する貝巾音	称式り					

2 提出部数

正本1部、副本11部

3 提出形式 〈重要〉

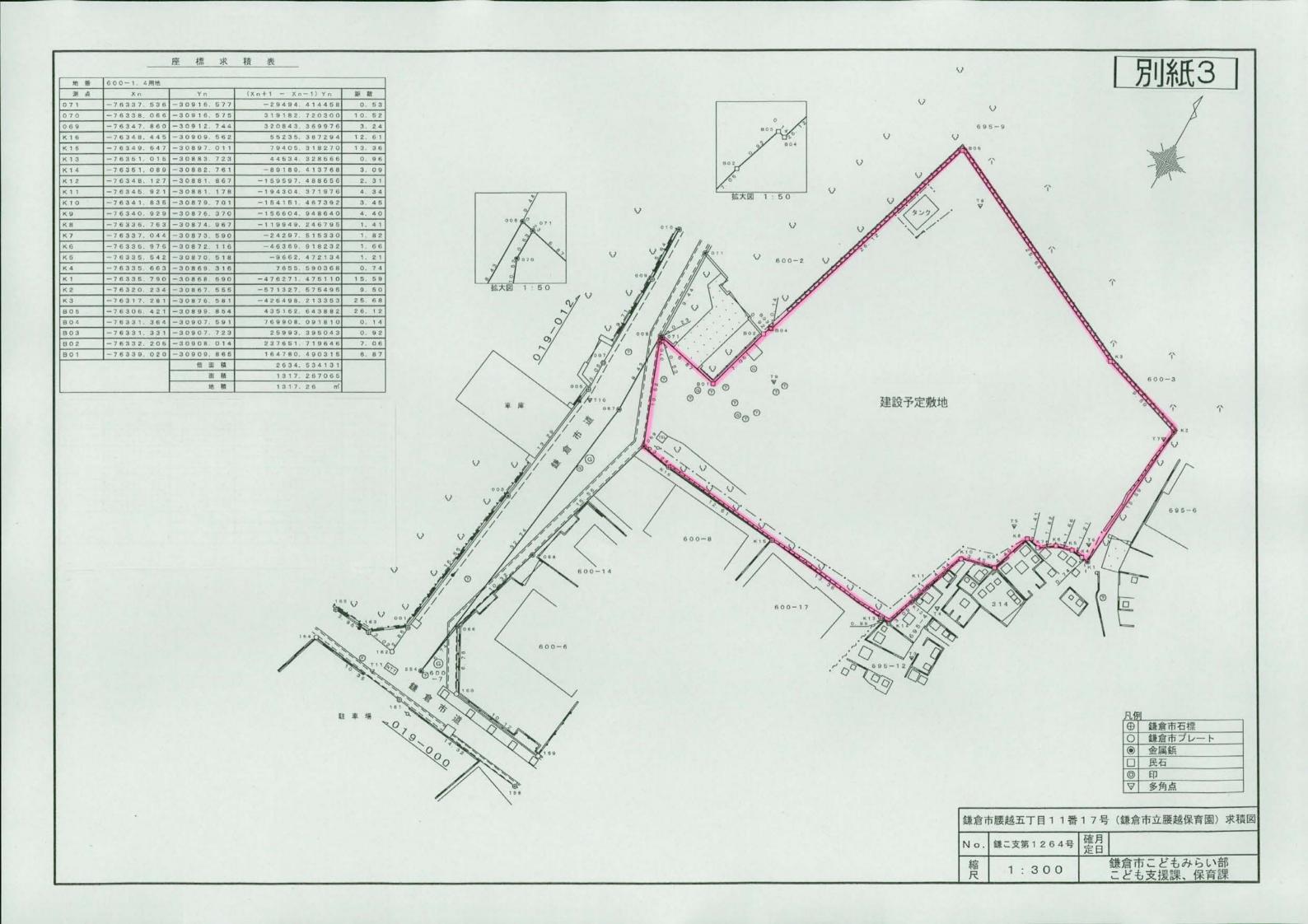
- (1) 表紙・目次を付けるとともに、各書類にはページ番号を付け、左綴じとし、書類名が分かるように右端にインデックス(上記表の記載例)を添付してください。
- (2) 書類の順番は、上記1のNo.①~③の順にA4判のファイルに綴じてください。
- (3) **正本の表紙のみに事業者名を記載してください**。その他の副本(写し)11部は、審査資料となりますので、事業者名、代表者氏名、ロゴマーク、固有名詞等、応募者が特定できるような箇所は黒塗りにするなど、非開示の形で作成してください。

鎌倉市公私連携型保育所等整備運営事業者選定評価配点表

	評価項目	評価の視点	配点
1 -	保育内容について	※1, 2, 3は、募集要領に定める提出書類のうち、「事業計画書」の内容と連動しています	
1	申込理由	認可保育所の設置目的を十分に理解し、運営に熱意と意欲を有しているか。	5
2	保育理念・基本方針	児童福祉法等の関係法令を理解し、保育所運営に対して、責任を果たしうる理念・ 基本方針となっているか。	5
3	保育運営計画	保育計画等は、保育所保育指針に基づくとともに、児童の発達過程を踏まえた具体的な計画となっているか。目標が明確となっているか。 行事は年齢にあった計画としているか。 避難訓練等毎月実施すべき内容を計画しているか。	10
4	乳児保育	乳児保育(0~2歳児)の保育計画等において、一人一人の子どもの成育歴、心身の 発達、活動の実態等に即した個別的な計画を作成することが示されているか。	5
5	3歳以上児の保育	3歳以上児の保育計画等において、個の成長と集団としての活動の充実を目指しているか。幼児期の終わりまでに育ってほしい姿、小学校教育との接続のあり方が示されているか。	5
6	保護者連携·地域交流	保護者の保育参加や地域との交流を促すなど相互理解への取組が示されているか。	5
7	障がい児保育	障がい児保育への対応が明確となっているか。	5
8	食育	食育への取組が明確となっているか。食物アレルギー児への対応が十分講じられているか。	5
9	防災、防犯、衛生管理対策	防災対策(地震・津波)、防犯対策(不審者)、衛生管理対策(食中毒防止・感染 症防止)が十分講じられているか。	5
10	保育の特徴	民間のノウハウを活かした利用者の満足度を高める具体的な方策があるか。	10
		小計	60
2-	-人員体制等について		
11)	職員配置	現状の待機児童数を踏まえた定員数に設定し、保育士経験者を考慮した職員配置と なっているか。	20
12	職員確保方法	事業開始時の職員採用計画は具体的で実現可能な方法となっているか。	20
13	職員育成	職員の資質向上を図る計画となっているか。	10
14)	園長配置		
	图文癿但	園長としての役割と責任を果たしうる人物像を明確にもっているか。	5
15)	給食提供体制	園長としての役割と責任を果たしうる人物像を明確にもっているか。 安全で衛生的な給食提供ができる体制となっているか。	5 5
15 16			
16	給食提供体制	安全で衛生的な給食提供ができる体制となっているか。	5
16	給食提供体制 苦情解決	安全で衛生的な給食提供ができる体制となっているか。 苦情処理体制が十分に想定されているか。	5 5 5
16	給食提供体制 苦情解決	安全で衛生的な給食提供ができる体制となっているか。 苦情処理体制が十分に想定されているか。 個人情報保護に係る規定を定めているか。 小計	5 5 5
16 17	給食提供体制 苦情解決 個人情報保護	安全で衛生的な給食提供ができる体制となっているか。 苦情処理体制が十分に想定されているか。 個人情報保護に係る規定を定めているか。 小計	5
16 17	給食提供体制 苦情解決 個人情報保護 - 地域子育で支援拠点	安全で衛生的な給食提供ができる体制となっているか。 古情処理体制が十分に想定されているか。 個人情報保護に係る規定を定めているか。 小計 事業について 地域子育て支援拠点事業の趣旨を理解し、魅力的かつ利用者の満足度を高める効果	5 5 5 70
16 17 3 -	給食提供体制 苦情解決 個人情報保護 - 地域子育で支援拠点	安全で衛生的な給食提供ができる体制となっているか。 苦情処理体制が十分に想定されているか。 個人情報保護に係る規定を定めているか。 小計 事業について 地域子育て支援拠点事業の趣旨を理解し、魅力的かつ利用者の満足度を高める効果的な提案となっているか。	5 5 70 20
(6) (7) (8) (4)	給食提供体制 苦情解決 個人情報保護 一 地域子育で支援拠点 地域子育で支援拠点事業	安全で衛生的な給食提供ができる体制となっているか。 古情処理体制が十分に想定されているか。 個人情報保護に係る規定を定めているか。 小計 事業について 地域子育て支援拠点事業の趣旨を理解し、魅力的かつ利用者の満足度を高める効果的な提案となっているか。 小計	5 5 70 20
(6) (7) (8) (4)	給食提供体制 苦情解決 個人情報保護 一 地域子育で支援拠点 地域子育で支援拠点事業	安全で衛生的な給食提供ができる体制となっているか。 苦情処理体制が十分に想定されているか。 個人情報保護に係る規定を定めているか。 小計 事業について 地域子育て支援拠点事業の趣旨を理解し、魅力的かつ利用者の満足度を高める効果的な提案となっているか。 小計 ※4は、募集要領に定める提出書類のうち、財務状況に関わる書類等により審査	5 5 70 20 20

※配点の目安

			-
配点20点	配点10点	配点5点	目安
20点	10点	5点	▲ 優れている
16点	8点	4点	
12点	6点	3点	普通
8点	4点	2点	
1点	1点	1点	∮劣っている



腰越地域子育て支援拠点運営業務委託内容

1 目的

腰越地域子育て支援拠点(以下「支援拠点」という。)において、子育て親子が気軽に集い、相談、情報提供及び講習などの子育て支援サービスを提供することで、地域の子育て支援の充実や地域福祉の一層の増進を図ることを目的とする。

2 趣旨

支援拠点の運営を受注者が行うにあたり、その業務の概要等について本書に定めるものである。

3 運営にあたっての基本理念

支援拠点が、「地域における子育で支援を積極的に推進し、地域福祉の一層の増進を図ることを目的とする施設」として有効利用されるよう利用率向上を心がけて運営すること。

4 法令等の遵守

支援拠点の運営にあたっては、本書のほかに次に掲げる法令等に基づくものとする。

- (1) 児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号)
- (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)
- (3) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「地域子育て支援拠点事業の実施について」平成26年5月29日雇児発0529第18号
- (4) その他関係法令

5 施設概要

名称	所在地
腰越地域子育て支援拠点	鎌倉市腰越五丁目 11 番 17 号
	(名称未定) 腰越公私連携型保育所内

6 委託期間

令和6年(2024年)7月1日から令和11年(2029年)6月30日まで(予定)

7 開館日等

(1) 開館日及び開館時間

開館日は月曜日から金曜日までとし、開館時間は午前9時から午後5時までとする。 ただし、受注者は必要があると認めるときは、発注者と協議の上、開館日及び開館時間を臨 時に変更することができるものとする。

(2) 休館日

- ア 土曜日及び日曜日
- イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く) ただし、上記のアからウまでにかかわらず、受注者は必要があると認めるときは、発注者

と協議の上、休館日に臨時に開館し、又は臨時に休館日を定めることができるものとする。

(3) 利用料金について

支援拠点の利用料は無料とする。ただし、講習等の実施に係る実費(材料費等)を利用者から徴収することはできるものとする。

8 業務内容

受注者は、次の業務を行うものとする。なお、事業の企画・実施にあたっては、国が掲げる「地域共生社会」の実現に向け、発注者の実施する「重層的支援体制整備事業」を念頭に、属性・世代を問わない地域づくりに資するよう努めるものとする。

- (1) 支援拠点の事業の企画及び実施に関する業務
 - ア 子育て親子の交流の場の提供並びに交流の促進
 - イ 子育て不安に関する相談、助言及び指導
 - ウ 地域の子育て関連情報の収集及び提供
 - エ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施(月1回以上) 保護者を対象とした子育てに関する講習等のほか、季節を感じられるような催し物や併設 する保育所のホールや園庭を利用した活動や催し物を企画し実施すること。
 - オ 出張ひろば等の地域の子育て力を高めるための事業
- (2) 支援拠点の利用に関する業務
 - ア 利用者把握
 - イ 遊具の清潔の維持
 - ウ 保護者向けの情報誌や育児雑誌の備え付け
 - エ 食事のできるスペースの確保
 - 才 利用制限

支援拠点の利用者が次のいずれかに該当するとき、受注者は利用を制限することができるものとする。

- (ア) 支援拠点における秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- (イ) 施設等を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (ウ) 支援拠点の設置の目的に反した利用をするおそれがあると認められるとき。
- (エ) その他支援拠点の管理上支障があると認められるとき。
- (3) その他子育て支援に関する業務

9 人員体制

配置する職員は、子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上配置することとし、そのうちの1名は常勤職員とする。また、子育て支援や保育に関する研修を受講させるなど、配置する職員の資質向上に努めるものとする。

10 報告書の提出

受注者は、毎月業務終了後、利用者の利用状況、相談件数や活動状況を記載した活動報告書を 提出するものとする。

11 利用者意見の把握と反映

アンケート調査等により、利用者の意見聴取を行うとともに、提供事業の満足度や施設管理上の要望を把握・分析し、その結果及び業務改善への反映状況を発注者に報告すること。発注者は、 当該報告書の結果等を考慮した上で、受注者の業務が一定水準を満たしていないと判断した場合は、業務の改善等必要な指示を行うものとする。

12 業務遂行上の留意点

(1) 全面委託の禁止

委託業務に係る全ての業務を第三者に委託することを禁止する。

(2) 関係機関との連携

業務遂行にあたっては、発注者及び市内の他の地域子育て支援拠点、その他子育て支援に係る関係機関との情報交換を密にするなど、業務に遺漏のないように万全を期すものとする。

(3) 緊急事態への対応

利用者の急病、怪我等に対応できるようマニュアル等を作成する。また、事故が発生した場合は、速やかに発注者へ報告する。

(4) 防災への対応

支援拠点には防火管理者を配置し、防火管理に万全の体制で努めるとともに、防災訓練等を実施するなど、防災意識を高めることとする。

(5) 情報の発信

ホームページを作成し、支援拠点の紹介等の情報発信を行うものとする。ただし、情報発信をする際に、個人が特定できるような児童の写真などを掲載する場合は、保護者の了承を得ることとし、個人情報の取扱いには十分留意することとする。

(6) 備品等の調達

必要な備品等は、受注者が調達する。なお、調達の際は、グリーン購入法に基づき、環境物品等を利用するよう努めることとする。

(7) 廃棄物の処理

支援拠点における事業活動に伴って生じた廃棄物は、受注者の責任において適正に処理する とともに、市の分別基準に従い、ごみの減量・資源化に努めることとする。

(8) 個人情報の取扱い

業務の遂行上、個人情報を取り扱う場合は、漏洩、滅失及び毀損の防止、その他個人情報の 適切な管理に努め、個人情報を保護するために必要な措置を講ずることとする。

(9) 守秘義務

業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりすることを禁止する。なお、委託業務終了後も同様とする。

13 その他

本書に定めのない事項については、発注者と受注者で協議の上、決定するものとする。